



【札幌市】休業協力・感染リスク低減支援金 募集要項

札幌市への申請については、「**酒類の提供がない飲食店(※)**」を営む事業者の方のみです。

(※)酒類の提供を行っており、従来から19時以降の営業を行っていない飲食店を含む。

その他の事業者の方は、北海道への申請となりますので、北海道の募集要項をご参照下さい。

※下記②、③の札幌市給付額(上乘せ分)については、北海道の給付決定後に、後日、札幌市から事業者へ給付いたします(事業者の方におきましては、札幌市への申請は必要ありません)。

| | 対象 | 北海道 給付金額 | 札幌市 給付金額 |
|---|--------------------------------------------------------------|-------------|-------------|
| ① | ・北海道知事が休止を要請する施設を営む法人 ・北海道知事が特措法によらない協力依頼を行う施設を営む法人 | 30万円 | 給付 対象外 |
| ② | ・北海道知事が休止を要請する施設を営む個人事業主 ・北海道知事が特措法によらない協力依頼を行う施設を営む個人事業主 | 20万円 | 10万円 |
| ③ | ・(従来から19時以降の)酒類の提供がある飲食店で、19時以降の酒類の提供を取り止めた事業者 | 10万円 | 20万円 |
| ④ | ・酒類の提供がない飲食店(注)で、営業の休止、営業時間の短縮など感染症防止策を実施した事業者 | 給付 対象外 | 30万円 |

北海道へ申請

詳しくは、北海道休業要請専用ダイヤル(011-351-6469)又は北海道公式ホームページを参照

札幌市へ申請
(本募集要項)

(注) 酒類提供を行っており、従来から19時以降の営業を行っていない飲食店を含む

札幌市への申請概要(「酒類の提供がない飲食店」を営む事業者の方のみ)

【対象】

飲食店(テイクアウト・デリバリー専門店を除く)のうち、酒類の提供を行っていない施設
※酒類の提供を行っており、従来から19時以降の営業を行っていない飲食店を含む

【受付期間】

令和2年5月1日(金)から同年7月31日(金)【消印有効】まで
(※郵送の場合:7月31日(金)消印有効)
(※電子申請の場合:7月31日(金)23時59分受信分有効)

【申請書類の提出】※感染症の拡大防止のため、ご持参による申請は受け付けておりません。

- ① 電子申請の場合
「申請サイト」(<https://sapporo-support.jp/>)から申請することができます。
- ② 郵送の場合
＜郵送先＞〒060-8794 札幌市 休業協力・感染リスク低減支援金 事務局
(※住所の記載不要)

【問い合わせ先(札幌市「休業協力・感染リスク低減支援金」専用ダイヤル)】

(電話) 011-351-6470

(受付時間) 午前8時45分から午後5時30分まで(6月14日までは土・日も開設)

札幌市への申請（酒類提供のない飲食店のみ）

<注意>その他の事業者の方は、北海道への申請となりますので、北海道の申請の手引きをご参照下さい。

I 支援金の概要

1 給付の考え方

札幌市では、北海道の休業要請等によらない「酒類を提供しない飲食店」においても、休業や営業時間の短縮など感染防止対策の協力を行っていただく事業者を対象に札幌市独自で支援金を給付いたします。

II 申請要件

本支援金の申請要件は、次の全ての要件を満たす者とします。

1 札幌市内で対象施設を管理する法人（中小企業に限らず、大企業等も含まれます。）

または個人事業者

※市内に対象施設があれば、市外に本社がある法人であっても支給対象となります。

※複数の施設を管理している事業者は、全ての施設で取組を行うことが必要です。

2 令和2年4月24日（金）時点で、次の対象施設に関して必要な許認可等を取得の上、対象施設を管理している方

○飲食店（テイクアウト・デリバリー専門店を除く）のうち、酒類の提供を行っていない施設

※酒類の提供を行っており、従来から19時以降の営業を行っていない飲食店を含む

3 令和2年4月25日（土）から同年5月15日（金）までの全ての期間において、下記の感染症防止対策に取り組むこと

※今後の休業要請等の再延長の如何に関わらず、支援金の対象期間は5月15日（金）までといたします。

【感染症防止対策】

以下の(1)及び(2)の取組を行う事業者

(1) 休業・営業時間の短縮等（いずれか一つ以上）

① 休業

② 夜間営業の自粛

これまで20時以降の営業を行っていた飲食店が20時から翌朝5時までの時間帯の営業を自粛

③ 営業時間の短縮（2時間以上の短縮）

④ イートインの中止

イートインサービスを取りやめ、テイクアウト・デリバリーのみによる営業を行うなど

⑤ 店舗の座席レイアウトの変更

席数減によるソーシャルディスタンス（人と人との物理的な距離【互いに手を伸ばしても届かない距離】を保つ取組）など

(2) 施設運営のきめ細やかな取組 [休業等の要請期間中及びその後に継続して実施する感染リスクを低減する取組] (いずれか一つ以上)

① 3つの密(密閉・密集・密接)の防止

換気や行列間隔の工夫など

② 飛沫感染・接触感染の防止

従業員のマスク着用など

③ 移動時の感染の防止

時差出勤や在宅勤務など

④ 発熱者等の施設への入場防止

従業員・来訪者の検温・体調確認など

※(2)の①～④については、要請期間終了後も継続した取組をお願いいたします。

4 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第1号第2号に規定する暴力団及び暴力団員若しくは同条例第7条に規定する暴力団関係事業者に該当しないこと。

Ⅲ 申請手続き等

1 本支援金の申請に必要な書類等の入手方法

(1) 札幌市公式ホームページ

(URL) <http://www.city.sapporo.jp/keizai/tradeinfo/shienkin/shienkin.html>

※申請書類等をダウンロードすることが可能です。

(2) 札幌市役所本庁舎1階パンフレットコーナー、各区役所・まちづくりセンター

(3) 札幌中小企業センター

2 申請書類の提出

「別表1」で規定する申請書類を提出してください。

※必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

※申請書類の返却はいたしません。

3 申請受付期間及び受付方法

(1) 申請受付期間

令和2年5月1日(金)から同年7月31日(金)まで

(2) 申請受付方法

① 電子申請の場合

「申請サイト」(<https://sapporo-support.jp/>)から申請がすることができます。

※7月31日(金)23時59分受信分まで有効です。

② 郵送の場合

申請書類を次の宛先に郵送することで提出することができます。

※簡易書留や一般書留、レターパックプラス(郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの)で郵送してください。

※7月31日（金）の消印有効です。

（宛先）〒060-8794 札幌市 休業協力・感染リスク低減支援金 事務局

※住所の記載は不要です。

※裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※郵送料金に不足が無いようにしてください。

※感染症の拡大防止のため、ご持参による申請は受け付けておりません。

4 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは支援金を支給します。本支援金の支給開始は5月下旬から順次支給していくことを予定しています。

※審査の中で不明な点などがあれば、電話等により内容確認をさせていただくことがあります。

5 通知等

申請書類の審査の結果、本支援金を支給する旨の決定をしたときは、後日、支給に関する通知を発送します。一方、申請書類の審査の結果、本支援金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関して通知します。

IV その他

- 1 本支援金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、札幌市は、本支援金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、支援金を返金することとなります。
- 2 本支援金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、札幌市は、対象施設の休業等の取組に係る実施状況や対象施設の運営等の再開の状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 3 申請書類に記載された情報を公的機関（保健所・税務当局等）に提供する場合があります。
- 4 申請書類の提出後、休業等の要請期間内にやむを得ず対象施設の営業再開（対象施設の一部の再開を含む。）や営業時間の短縮の中止等を行う場合は、必ず事前に札幌市「休業協力・感染リスク低減支援金」専用ダイヤルに連絡して下さい。

【札幌市「休業協力・感染リスク低減支援金」専用ダイヤル】

（電話）011-351-6470

（受付時間）午前8時45分から午後5時30分まで（6月14日までは土日も開設）

申請書類について

- (1) 札幌市「休業協力・感染リスク低減支援金」申請書（別紙1）
- (2) 営業の実態が確認できるもの
- 【法人の場合】
直近の税務申告書の写し（税務署の受付印のある「別表一」の控え。電子申告の場合は、「別表一」と電子申告の受信通知。）
 - 【個人事業主の場合】
確定申告書の写し（税務署の受付印のある「第一表」。電子申告の場合は、「第一表」と電子申告の受信通知。個人番号を塗りつぶしたもの）
- 上記の書類がない場合は、次のいずれかの書類を提出して下さい。
- (※) 創業後間もなく、決算期や申告時期を迎えていない場合は、「個人事業の開業・廃業等届出書」の写しまたは「法人設立・設置届出書」の写し（いずれも税務署の受付印があるもの）
- (※) 直近の月末締め現金出納帳や売上帳・仕入帳、施設の賃貸借契約書（施設を借りて運営している場合）の写しなど、休業等の要請時点の営業実態が分かる資料
- (3) 飲食店営業に必要な許可を取得していること等が分かるもの（全店舗分）
- 法令等が求める飲食店営業に必要な許可等を取付していることが分かる書類（飲食店営業許可などの写し）
※調理済のものを販売するなど「飲食店営業許可」等がない店舗の場合は、「標準税率（外食 10%）」を適用していることが分かるレシートの写し等を添付
- (4) 業種・業態が確認できるもの（全店舗分。次のいずれかのもの）
- 施設の宣伝チラシ、ホームページ及び広告の写し、外観（社名や店舗名入り）及び内景が分かる写真の写しなど
- (5) 休業・営業時間の短縮などが分かるもの（全店舗分）
- 休業、夜間営業の自粛、営業時間の短縮、イートインの中止、店舗の座席レイアウトの変更が分かる書類
(例) 対象期間中に上記取組を行う（行った）ことが分かる店頭告知チラシ（掲示物）やメニュー、それらがいった施設の写真、自社のホームページ、DMの写しなど
※施設の一部（一区画）の休業等を行った場合は、その状況が分かる資料（写真や見取り図等）。
- (6) 施設運営のきめ細やかな取組が分かるもの（全店舗分）
- 申請書最下段の「休業等の要請期間中及びその後継続して実施する感染リスクを

低減する取組」にチェックを入れた項目の取組内容が確認できる書類

【要請期間中に休業している店舗の場合】

営業再開に向けて、感染リスクを低減する自主的な取組内容が記載された文書または店頭告知チラシ（掲示物）、自社ホームページ、写真等の写しのいずれか

➤ 既に行っていた取組で、営業再開後も継続して行う取組

（例：席の間隔を間引きした店内の写真の写しなど）

➤ 営業再開後に新たに行う取組

（例：営業再開時に向けて、店頭に貼るために作成する掲示物の写しなど）

【要請期間中に営業している店舗の場合】

休業等の要請期間開始時に行った、感染リスクを低減する自主的な取組内容が記載された文書または店頭告知チラシ（掲示物）、自社ホームページ、写真等の写しのいずれか

（例：店頭に、「感染予防のため従業員はマスクをして対応します。」等の内容が記載された掲示物を貼った写真の写しなど）

（7）誓約書（別紙2）

※所在地、名称及び代表者名などの欄は、必ず自署をお願いします。

（8）通帳の写し

※口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、支店名が分かるページの写し

（9）（個人事業者のみ）本人確認書類の写し

○ 運転免許証、パスポート、保険証等の写し

※提出書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承の程お願いいたします。